

島根県立大学別科学則

平成26年11月11日制定

島根県立大学規程第117号

第1章 総則

(目的)

第1条 島根県立大学の別科助産学専攻（以下「本学別科」という。）は、助産における高度な知識・技術を教授・研究し、自己の資質向上を図る能力や倫理観を基盤とした実践力を身につけた専門職を育成する。また、助産師としての自律性を備え、地域に貢献できる専門職を育成するとともに、周産期医療及び母子保健に関する研究成果をより広く社会に還元することを目的とする。

第2章 組織

(学生定員)

第2条 本学別科の入学定員及び収容定員は12人とする。

第3章 職員組織等

(職員)

第3条 本学別科に、教授及び准教授を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、教授又は准教授のいずれか一方を置かないことができる。

2 本学別科に、前項に規定するもののほか、必要に応じ講師、助教、助手その他必要な職員を置くことができる。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本学別科は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第5条 本学別科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、2年を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学資格)

第7条 本学別科に入学できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者
- (2) 入学時において看護師国家試験受験資格又は看護師免許を有する者

第6章 授業科目、履修方法等

(授業科目及び履修方法)

第8条 授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して本学別科が定める時間の授業をもって1単位とする。

第7章 修了

(修了の要件)

第11条 学生は、本学別科を修了するためには1年以上在学し、かつ、別表1に掲げる授業科目を履修し、別表2に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

(修了の時期)

第12条 修了の時期は、学期の終わりとする。

(修了の認定及び証書の授与)

第13条 学長は、第10条に規定する修了の要件を満たした者について、修了の認定を行うものとする。

2 学長は、前項の規定により修了の認定をした者に対し、修了証書を授与するものとする。

(受験資格)

第14条 本学別科においては、助産師国家試験受験資格を取得することができる。

第8章 雑則

(大学学則の準用)

第15条 島根県立大学学則（以下「大学学則」という。）第4章、第6章（第16条、第18条から第20条まで、第24条、第25条、第26条の3ただし書き及び同条第2項を除く。）、第7章（第29条、第30条及び第32条から第36条までを除く。）、第9章（第43

条から第 46 条までを除く。)、第 10 章から第 14 章までの規定は、本学別科に準用する。
 この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学別科」と読み替えるほか、
 次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 26 条の 3 第 3 項	第 14 条	島根県立大学別科学則第 6 条
第 28 条第 1 項第 1 号	第 14 条	島根県立大学別科学則第 6 条
第 28 条第 1 項第 2 号	第 26 条の 3 第 1 項 又は第 2 項	島根県立大学別科学則第 15 条に おいて準用する大学学則第 26 条 の 3 第 1 項
第 49 条	学則	別科学則

(委任)

第 16 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 授業科目（第 8 条関係）

授 業 科 目 の 名 称		配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
助産基礎領域	基礎助産学	1 春	1		
	生殖生命倫理学	1 春	1		
	母子の心理・社会学	1 春	1		
	母子栄養	1 春	1		
	女性の健康	1 春	1		
助産実践領域	助産診断技術学Ⅰ（妊婦）	1 春	1		
	助産診断技術学Ⅱ（産婦）	1 春	1		
	助産診断技術学Ⅲ（母子）	1 春	1		
	総合助産診断技術学	1 春	3		
	妊娠期における ME 診断	1 春	1		
	新生児・乳幼児の成長と発達	1 春	1		
	周産期学Ⅰ（妊娠期の異常）	1 春	1		
	周産期学Ⅱ（分娩・産褥期の異常）	1 春	1		
	周産期救急	1 春	1		
	島根の母子保健	1 春	2		
	助産業務管理学	1 春	2		
	助産学実習	1 秋	11		
	地域母子保健実習	1 秋	1		
総合助産学領域	助産学研究	1 春秋	1		
	情報処理演習	1 春		1	
	母子の健康と代替療法	1 秋		1	

別表 2 修了に必要な単位数（第 11 条関係）

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
助産基礎領域	5		5
助産実践領域	27		27
総合助産学領域	1	1	2
合 計	33	1	34